

日本獣医がん学会  
認定愛玩動物看護師制度における設立時認定愛玩動物看護師に関する規程

第1条（目的）

本規程は、本会が新たに創設する認定愛玩動物看護師制度において、制度開始時に既に一定の実務能力・専門知識を備えている愛玩動物看護師を公平かつ適正に評価し、初期の資格保有者として認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

「設立時認定愛玩動物看護師」とは、認定制度創設時に限り、本会が定める要件を満たす者に対して付与される特別な認定資格を指す。

第3条（応募資格）

設立時認定愛玩動物看護師の応募資格は、以下のすべてを満たす者とする。

- （1）愛玩動物看護師であること
- （2）臨床経験5年以上
- （3）専門実績として以下のいずれかを満たすこと：学会発表、講演歴、院外研修での講義経験、対象領域での指導経験、技術・知識に関する院内マニュアル作成、研究活動など
- （4）獣医療倫理に問題がないこと、重大な行政処分・懲戒処分を受けていないこと

第4条（提出書類）

設立時認定愛玩動物看護師の申請者は、以下を提出する。

- （1）申請書（書式は定めない。学歴・職歴・資格歴、志望動機などを含むこと）
- （2）推薦状（書式は定めない。所属長など）
- （3）愛玩動物看護師免許の写し

第5条（審査方法）

理事会での書類審査とする

第6条（認定の有効期間）

- （1）設立時認定愛玩動物看護師の資格有効期間は、原則4年とする。
- （2）更新要件は、制度開始後に定める通常の認定更新基準に準じる。

第7条（特例の範囲）

制度安定後は本特例は廃止する。

第8条（資格の取消）

通常の認定愛玩動物看護師資格の取り消し基準に準ずる。

附則

- （1）本規程に定めのない事項は、理事会が別途定める。
- （2）本規程は2026年1月26日より施行する